公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工金融課に到達するよう意見書を提出することができる。

令和6年12月6日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ブルームワールド岩沼

岩沼市藤浪二丁目205-1 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の 氏名

株式会社上の組 代表取締役 上野恭司 岩沼市藤浪一丁目5番32号

- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
別紙のとおり	別紙のとおり

4 変更の年月日

別紙のとおり

5 届出年月日

令和6年11月15日

6 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工金融課、宮城県県政情報センター及び岩沼市役所

7 縦覧期間

令和6年12月6日から令和7年4月7日まで(ただし、閉庁日を除く。)

8 意見書提出先

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県経済商工観光部商工金融課

9 意見書提出に関する注意事項

縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」 (平成19年2月1日経済産業省告示第16号)及び意見書様式を参考のこと。

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)

小	売業者	住所	備考
氏名 (名称)	代表者 (法人の場合)	[正月]	加力
株式会社ダイシン	伊藤 潔	仙台市泉区松森字浦田86	
株式会社ニトリ	似鳥 昭雄	北海道札幌市手稲区新発寒6-1-1, 1 52	
株式会社ヨークベニマル	大髙 善興	福島県郡山市朝日二丁目18番2号	
合資会社佐藤屋	佐藤 譲	岩沼市舘下三丁目4番2号	変更理由:退店 変更日:令和6年6月9日
株式会社タツミヤ	曲渕 恵美子	東京都八王子市暁町1-32-13	変更理由:退店 変更日:令和6年6月9日
株式会社道研	小熊 順	山形県東根市大字東根甲531-2	変更理由:退店 変更日:令和6年6月9日
有限会社由紀	永井 敏彦	岩沼市舘下三丁目2番17号	変更理由:退店 変更日:令和6年6月9日
くすりの菅野(菅野 弘 一)		名取市植松四丁目14番18号	変更理由:退店 変更日:令和6年6月9日
柿崎 和子		岩沼市吹上一丁目 5 - 2 9	変更理由:退店 変更日:令和6年6月9日
株式会社プラザクリエイト	大島 康広	東京都千代田区五番町1番地	変更理由:退店 変更日:令和6年6月9日
株式会社モリタ	盛田 勝雄	岩手県一関市大町93-2	変更理由:退店 変更日:令和6年6月9日
株式会社大創産業	矢野 博文	広島県東広島市西条町大字吉行字向1-6 0	変更理由:退店 変更日:令和6年6月9日
株式会社岡文	岡崎 文彦	岩沼市中央一丁目3-19	変更理由:退店 変更日:令和6年5月31日
有限会社岩沼生花店	太田 輝夫	岩沼市相の原一丁目1-21	変更理由:退店 変更日:令和6年6月9日
一平陶苑株式会社	小野 定志	岩沼市舘下一丁目3-17	変更理由:退店 変更日:令和6年6月9日
株式会社マクサムコーポ レーション	織田 裕子	福島県福島市旭町9-16	変更理由:退店 変更日:令和6年6月9日

(変更後)

小売業者		分 能	備考
氏名 (名称)	代表者 (法人の場合)	住所	(変更年月日・理由)
株式会社アイリスプラザ	代表取締役 大山 晃弘	仙台市青葉区中央二丁目1番7号	変更理由:小売業者変更 ㈱ダイシン⇒㈱アイリスプラザ 変更日:平成21年7月1日
株式会社ニトリ	代表取締役 似鳥 昭雄		変更理由:住所変更 変更日:平成24年10月1日
株式会社ヨークベニマル	代表取締役 大髙 耕一路	 	変更理由:代表者変更 変更日:令和6年3月1日 変更理由:住所変更 変更日:令和3年2月11日